

出典：埼玉県第8期障害福祉計画等策定市町村担当課説明会資料を基に、
川越市障害者福祉課が一部抜粋・再構成して作成

第8期市町村障害福祉計画、第4期障 害児福祉計画

（令和9年度～令和11年度）

作成に係る県の考え方

※「基」…国の基本指針、「対」…国の基本指針新旧対照表

別表第二

(基:p13、別表第二:p21～22、対:P48、P81 別表第2)

基本指針別表第二に掲げる事項	基本指針の指示
1 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	盛り込むことが望ましい
2 提供体制の確保に係る目標 (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 (2) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	定めなければならない
3 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (1) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (2) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	定めなければならない (「必要な見込み量の確保のための方策」は定めるよう努めなければならない)
4 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	定めなければならない
5 関係機関との連携に関する事項 (1) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (2) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	定めるよう努めなければならない事項
6 市町村障害福祉計画等の期間	盛り込むことが望ましい
7 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	盛り込むことが望ましい

数値目標の設定に係る県の考え方

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（基:p7～8、対:p28～30）

- 令和7年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、その上で令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- その際、福祉施設においては、地域移行等意向確認等に関する指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第二十四条の三第一項に規定する地域移行等意向確認等に関する指針をいう。以下同じ。）に従い、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。
- このため、全ての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること（この点について市町村は協議の場において共有すること。）、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を併せて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。

また、相談支援専門員、サービス管理責任者が把握している入所者の地域生活の希望や心身の状況等も参考にしつつ見込むことも重要である。

（1）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
令和7年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに併せて令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。 なお、令和8年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県には、1,000人を超える入所希望者がおり、その中でも他害などの障害特性によりグループホームでの生活が困難など、真に入所が必要な方が施設の入所待ちをしている。このことから、本県では地域移行の促進と並行して必要最小限の施設整備は行うとしているため。

（２）数値目標（成果目標）の設定

地域移行者数

（３）活動指標の設定

訪問系サービスの利用者数、利用時間 （①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援） ※個々のサービスの指標を記載。
生活介護の利用者数、利用日数（利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者、高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等重度障害者の利用者数）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
就労選択支援の利用者数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数、区域内Ｂ型事業所における工賃の平均額について区域ごとの目標水準
就労定着支援の利用者数
療養介護の利用者数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数（利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者、高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等重度障害者の利用者数）
自立生活援助の利用者数
共同生活援助の利用者数（利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者、高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等重度障害者の利用者数）
施設入所支援の利用者数、地域移行等確認担当者による地域生活への移行に係る支援回数 ※ また、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、入所者の生活環境の向上を図るため、施設における居室の個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数、割合の推移等）を把握し、今後の個室化等の見込みを設定することが望ましい。
地域生活支援拠点等の整備市町村数、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証・検討の実施回数
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（基:p8～9、対:p30～32）

- 保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村及び県と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、精神障害者や精神保健に課題を抱える者が地域の一員として安心して自分らしく生活することが可能となり、精神障害者の地域移行や定着も可能となる。

そのため、基本指針別表第一の九に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。

- こうした取組により、精神障害者の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者（精神病床への入院後１年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数、精神病床における１年以上長期入院患者（６５歳以上の１年以上長期入院患者数、６５歳未満の１年以上長期入院患者数、７５歳以上の１年以上長期入院患者数、４０歳以上の１年以上長期入院患者のうち認知症である者の数）、退院患者の精神病床への３０日以上再入院率（退院後９０日時点の再入院率、退院後１８０日時点の再入院率、退院後３６５日時点の再入院率）、心のサポーター数及び住民のこころの状態に関する目標値を設定する。
- なお、地域の支援体制を構築する上では、第一の一の基本的理念に掲げるように、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であることや、家族が抱える課題は複雑化・複合化していること等にも留意すること。

（１）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
① 平均生活日数に関する令和１１年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１９．３日以上とすることを基本とする。 なお、当該目標値の設定時点で精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均が３１９．３日以上である場合は、当該目標値の設定時点における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数以上とすることを基本とする。 ② 基本指針別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和１１年度末の精神病床における６５歳以上の１年以上長期入院患者数及び令和１１年度末の精神病床における７５歳以上の１年以上長期入院患者数、同表の二の項に掲げる式により算定した令和１１年度末の精神病床における６５歳未満の１年以上長期入院患者数並びに同表の一の項及び二の項に掲げる式により算	国基本指針のとおり

国基本指針の考え方	県の考え方
定した40歳以上の1年以上長期入院患者のうち認知症であるものの数を目標値として設定する。 ③ 退院患者の精神病床への30日以上再入院率に関する令和11年度における目標値の設定に当たっては、退院後90日時点の再入院率については10.3パーセント以下とし、退院後180日時点の再入院率については17.4パーセント以下とし、退院後365日時点の再入院率については25.7パーセント以下とすることを基本とする。 なお、当該目標値の設定時点で退院患者の精神病床への30日以上再入院率について、退院後90日時点が10.3パーセント以下、退院後180日時点の再入院率が17.4パーセント以下、退院後365日時点の再入院率が25.7パーセント以下である場合は、当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への30日以上再入院率以下とすることを基本とする。 ④ 心のサポーター数に関する目標値の設定に当たっては、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。 ⑤ 住民のこころの状態（K6） 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。	

（２）数値目標（成果目標）の設定

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
1年以上長期入院患者数（65歳以上）の減少
1年以上長期入院患者数（65歳未満）の減少
1年以上長期入院患者数（75歳以上）の減少
1年以上長期入院患者数（40歳以上の認知症である者）の減少
退院後90日時点の30日以上再入院率の減少
退院後180日時点の30日以上再入院率の減少
退院後365日時点の30日以上再入院率の減少
心のサポーター数の増加
住民のこころの状態（K6）の把握

(3) 活動指標の設定

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
心のサポーター養成研修実施回数
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
精神障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用者数
精神障害者の共同生活援助・自立生活援助の利用者数
精神障害者の自立訓練（生活訓練）
精神障害者の短期入所の利用者数
精神病床における退院患者の退院後の行き先（県で対応予定）

3 福祉施設から一般就労への移行等（基:p9～10、対:p33～36）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

（1）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。 就労移行支援事業については、令和6年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。 また、就労継続支援A型事業については令和6年度の一般就労への移行実績の概ね1.52倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.67倍以上を目指すこととする。 また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度の実績の1.47倍以上とすることを基本とする。 さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 令和7年10月より、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。）が開始された。 この就労選択支援の障害種別にかかわらず積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や	国基本指針のとおり

国基本指針の考え方	県の考え方
福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築 を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。 また、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となった（就労経験がある者等は就労選択支援を経ずに就労継続支援B型の利用が可能である。）。また、令和9年4月より、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる。就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。 一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和8年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。	

（２）数値目標（成果目標）の設定

福祉施設利用者の一般就労への移行者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
就労定着支援事業の利用者数
就労定着支援事業の定着率の増加
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合
協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置
雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置（県で対応予定）
就労選択支援の利用者数の増加

（３）活動指標の設定（県・市町村が設定）

就労選択支援の利用者数
就労移行支援の利用者、利用日数
就労継続支援の利用者、利用日数、区域内B型事業所における工賃の平均額について区域ごとの目標水準
就労定着支援の利用者数、利用日数

(4) 活動指標の設定 (県が設定)

障害者に対する職業訓練の受講者数
福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
福祉施設から職業就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

4 障害児支援の提供体制の整備等 (基:p10、対:p36～39)

(1) 国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
① 令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 (一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 また、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の確保であっても差し支えない。 ※ 県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。 また、インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。	①国基本指針のとおり
② 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。	②国基本指針のとおり

国基本指針の考え方	県の考え方
当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。 その際、令和11年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。 ③ 令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。 ④ 令和11年度末までに、県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和十一年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和11年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。 ⑥ 障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害	③国基本指針のとおり ④国基本指針のとおり ⑤国基本指針のとおり (県で対応予定) ⑥国基本指針のとおり

国基本指針の考え方	県の考え方
児及びその家族を支援する観点から、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。 ⑦ 強度行動障害の状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和11年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	⑦国基本指針のとおり

（２）数値目標（成果目標）の設定

児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所の確保
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置すること（県が対応）
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場設置、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置（各市町村が対応）
障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置（県で対応）
・ 障害児相談支援について、相談支援専門員の計画的な養成 ・ 障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制確保
強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備（県、必要に応じて指定都市が対応）

（３）活動指標の設定（県・市町村が設定）

児童発達支援の利用児童数・利用日数
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数
障害児相談支援の利用児童数
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（４）活動指標の設定（県が設定）

福祉型障害児入所施設の利用児童数
医療型障害児入所施設の利用児童数
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

５ 地域生活支援の充実（基:p10、対:p39～40）

（１）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
① 令和１１年度末までの間、各市町村は地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。 また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。 ② 強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、令和１１年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備することを基本とする。	①国基本指針のとおり ②国基本指針のとおり

（２）数値目標（成果目標）の設定

地域生活支援拠点等の整備
地域生活支援拠点等への拠点コーディネーターの配置
年１回以上運用状況の検証及び検討。
市町村又は圏域における強度行動障害の状態にある者に対する支援体制の整備

（３）活動指標の設定

地域生活支援拠点等の設置個所数
拠点コーディネーターの配置人数
地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討の実施回数

6 相談支援体制の充実・強化等（基:p10、対:p40）

（１）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
相談支援体制を充実・強化するため、令和11年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが基本指針別表第一の十に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 また、県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	国基本指針のとおり ただし、基幹相談支援センター及び協議会の設置の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 全市町村で設置済のため

（２）数値目標（成果目標）の設定

地域生活支援拠点等の整備市町村数
協議会の運営に関与する基幹相談支援センターを有する市町村数
複数の相談支援事業所による協働運営体制を実施する市町村数

（３）活動指標の設定

地域の実情に応じたアドバイザー配置人数 ※ 県が行う
相談支援従事者研修の開催回数、修了者数 ※ 県が行う
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
基幹相談支援センターの人材育成等の取組回数
協議会の運営に関与する基幹相談支援センターを有する市町村数
協議会の実施回数、専門部会の設置数及びその実施回数
地域における障害者支援体制の整備等について協議会の議題とした回数

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
(基：p11 対：p40～41)

(1) 国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
障害福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、県は、管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。このため、県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することとする。また、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成二十九年三月三十一日付け障発〇三三一第十五号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。障害当事者が研修講師として参画したり、研修内容の企画に関わったりすること等も考えられる。 加えて、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版」（令和七年六月十三日閣議決定）及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」（令和七年六月十三日厚生労働省）を踏まえ、県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。また、県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	国基本指針のとおり

(2) 数値目標（成果目標）の設定 ※ 管内市町村と連携しながら県が実施

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修の実施
意思決定支援ガイドラインの普及啓発、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施
人材確保、生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
生産性向上、職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置、ワンストップ窓口との連携

（３）活動指標の設定

県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数（県で対応予定）
県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数（県で対応予定）
県ごとに設置された人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（基：p11、対：p41～42）

（１）国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。 また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。 そこで、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和11年度末までに、基本指針別表第一の十三に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第七十六条の三の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度をいう。以下同じ。）において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要である。このため、県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100 パーセントとすることを基本とする。	国基本指針のとおり。ただし、「活動指標の県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数」及び「県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数」は県が対応予定。

（２）数値目標（成果目標）の設定

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求過誤を無くす取組、適正運営を行っている事業所の確保
管内事業所の情報の公表率及び更新率 100% ※ 県、政令市、中核市が行う。

（３）活動指標の設定

県が実施する研修への市町村職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施回数
県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数

サービス量の見込み（活動指標）に係る県の考え方

【国基本指針より】（基:p33～p35、対:p48～、p66～、表第1：p66～p）

- 特に、訪問系サービス及び指定通所支援等については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低1か所確保できるよう努める必要がある。
- また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。
- 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。
- 小規模町村等において訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。
- 障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になった時等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療型短期入所をはじめとした指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

（別表第一の二～十）

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込み量とすること。

重度訪問介護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込み量とすること。

同行援護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込み量とすること。

行動援護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込み量とすること。

重度障害者等包括支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する	国基本指針のとおり (※大半の市町村で利用実績なし)

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

国基本指針の考え方	県の考え方
害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。	

【国基本指針より】

- 生活介護については、継続入所者数を除いて設定するものとする。

自立訓練（機能訓練）

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

自立訓練（生活訓練）

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

就労選択支援

国基本指針の考え方	県の考え方
障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

就労移行支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれ	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実

国基本指針の考え方	県の考え方
る者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、復職を希望する休職者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。	績を考慮して設定すること。

就労継続支援A型

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

就労継続支援B型

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における 工賃 （事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の 平均額 について、 区域ごとの目標水準 を設定することが望ましい。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

【国基本指針より】

- 就労継続支援B型は、継続入所者数を除いて設定するものとする。

就労定着支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準として、実績を考慮して設定すること。

療養介護

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

短期入所（福祉型、医療型）

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込み を設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。	左を基に推計し算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込料とすること。 平均利用日数は他の個別給付や市町村地域生活支援事業で実施される日中一次支援事業（日中短期入所分）に移行するものを除いた利用状況を基に設定すること。

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

自立生活援助

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

共同生活援助

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設	左を基に推計し算出された利用

入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、1人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。	人員を見込量とすること。 特別支援学校卒業者も考慮して見込むこと。
---	---

施設入所支援

国基本指針の考え方	県の考え方
令和7年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が 必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	左を基に推計し、算出した利用人員を見込量とすること。
当該利用者数の見込みの設定に当たっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和11年度末において、令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとし、令和8年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。 また、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、入所者の生活環境の向上を図るため、施設における居室の個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数、割合の推移等）を把握し、今後の個室化等の見込みを設定することが望ましい。	国基本指針のとおり。 ただし、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県には、1,000人を超える入所希望者がおり、その中でも他害などの障害特性によりグループホームでの生活が困難など、真に入所が必要な方が施設の入所待ちをしている。このことから、本県では地域移行の促進と並行して必要最小限の施設整備は行うとしているため。 施設における居室の個室化・ユニット化を推進するよう努めること。

【国基本指針より】

- 施設入所支援は継続入所者数を除いて設定するものとする。

地域生活支援拠点等

国基本指針の考え方	県の考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数と、拠点コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての 検証及び検討の実施回数 について、 年間の見込み数 を設定する。	国基本指針のとおり

五 相談支援

計画相談支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用しているものの数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

地域移行支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用しているものの数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する	国基本指針のとおり

地域定着支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用しているものの数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

放課後等デイサービス

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業、小・中学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

保育所等訪問支援

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

居宅訪問型児童発達支援

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、	国基本指針のとおり

国基本指針の考え方	県の考え方
障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、 利用児童数の見込み を設定する。	(県で対応予定)

障害児相談支援

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、 利用児童数の見込み を設定する	国基本指針のとおり

県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

国基本指針の考え方	県の考え方
医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するために必要となる配置人数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり (県で対応予定)

市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

国基本指針の考え方	県の考え方
地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる 配置人数の見込み を設定する	国基本指針と同様とする。 なお、医療的ケア児支援は、多機関調整などの支援時間を要するため、市町村内で関係機関等との連携した支援体制が図れる十分な人数のコーディネーターの配置を見込むことが望ましい。例えば、市町村内に医療的ケア児が5人以上いる場合、医療的ケア児等コーディネーターは、医療部門と福祉部門の双方へ配置するとともに、医療的ケア児5人に1人のコーディネーターの配置を見込むなど。

七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催

国基本指針の考え方	県の考え方
地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。	国基本指針のとおり

発達障害者支援センターによる相談支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

国基本指針の考え方	県の考え方
現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センター又は発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

国基本指針の考え方	県の考え方
現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

国基本指針の考え方	県の考え方
現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

ペアレントメンターの人数

国基本指針の考え方	県の考え方
現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

ピアサポートの活動への参加人数

国基本指針の考え方	県の考え方
現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

八 高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数

国基本指針の考え方	県の考え方
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数

国基本指針の考え方	県の考え方
地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数

国基本指針の考え方	県の考え方
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援

国基本指針の考え方	県の考え方
高次脳機能障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり高次脳機能障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

国基本指針の考え方	県の考え方
現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の高次脳機能障害者の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する	国基本指針のとおり

九 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

国基本指針の考え方	県の考え方
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

国基本指針の考え方	県の考え方
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の 参加者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価

国基本指針の考え方	県の考え方
県、障害福祉圏域、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における 目標設定並びに活動状況の把握及び評価の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

心のサポーター養成研修実施回数

国基本指針の考え方	県の考え方
心のサポーターの養成のための心のサポーター養成研修の 一年間の実施回数 の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

国基本指針の考え方	県の考え方
精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の充実を図るための精神保健福祉相談員講習会等の精神保健福祉に関する 研修の実施回数 の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の地域移行支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の地域定着支援

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の共同生活援助

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の自立生活援助

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の自立訓練（生活訓練）

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神障害者の短期入所

国基本指針の考え方	県の考え方
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込み を設定する。	国基本指針のとおり

精神病床における退院患者の退院後の行き先

国基本指針の考え方	県の考え方
県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり (県で対応予定)

十 相談支援体制の充実・強化のための取組

県における相談支援の体制整備の取組

国基本指針の考え方	県の考え方
県における、アドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）の地域の実情に応じた配置の有無の見込みを設定する。県が市町村等に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数を見込みを設定する。	国基本指針のとおり

基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化

国基本指針の考え方	県の考え方
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合 (取組例：基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療、教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等) 基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

国基本指針の考え方	県の考え方
協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定する。 個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

十一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行支援

国基本指針の考え方	県の考え方
障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数	国基本指針のとおり

十二 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 計画的な人材養成の推進

国基本指針の考え方	県の考え方
県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

ワンストップ窓口の活用

国基本指針の考え方	県の考え方
県ごとに設置された人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得

国基本指針の考え方	県の考え方
指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

十三 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用

国基本指針の考え方	県の考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。	国基本指針のとおり

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国基本指針の考え方	県の考え方
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。	国基本指針のとおり

指導監査結果の関係市町村との共有

国基本指針の考え方	県の考え方
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。	国基本指針のとおり